

保育所保育士の勤務時間及び週休日等の変更について

1. 趣旨

- ・保護者の就業形態の多様化により、児童の登降所時間は様々になっている。また近年、少子化や核家族化が進む中で、子育てへの不安や負担感、孤立感を抱える保護者が増えている。加えて、コロナ禍において保護者や児童の生活環境は大きく変化し、様々なケアが必要となっている。
- ・安全安心な保育を実施するため、開所時から安定的な体制確保を目的として、保育士の勤務開始時間の変更を行う。
- ・また、保育士が働きやすい職場環境を構築し、ワークライフバランスを確保するため、4週8休制度を導入する。

2. 実施対象

保育所に勤務する保育士

3. 変更内容

(1) 正規職員（育児休業代替任期付職員含む）、再任用フルタイム職員

①勤務時間

	改正前		⇒	改正後
	平日	土曜日		平日・土曜日
A	8:00～16:10	8:00～15:25		7:00～15:45
B	8:30～16:40	8:30～15:55		7:30～16:15
C	9:00～17:10	9:00～16:25		8:00～16:45
D	9:30～17:40	9:30～16:55		8:30～17:15
E	9:50～18:00	10:35～18:00		9:00～17:45
F	9:25～17:35	10:10～17:35		9:30～18:15
G	9:55～18:05	10:40～18:05		9:50～18:35
H	10:25～18:35	11:10～18:35		10:00～18:45
I	10:55～19:05	11:40～19:05		10:20～19:05

②週休日・勤務時間数・休憩時間

項目	改正前	改正後
週休日	4週7休 (日曜日及び4週間を通じ土曜日3日)	4週8休 (日曜日及び4週間を通じ土曜日3日・平日1日)
勤務時間数	平日：7時間25分 土曜日：6時間40分	平日・土曜日ともに7時間45分
休憩時間	45分	60分

(2) 再任用短時間勤務職員

①勤務時間

	改正前		⇒	改正後
	平日	土曜日		平日・土曜日
A	8:00~14:30	8:00~13:45		7:00~14:00
B	8:30~15:00	8:30~14:45		7:30~14:30
C	9:00~15:30	9:00~14:45		8:00~15:00
D	9:30~16:00	9:30~15:15		8:30~15:30
E	—	—		9:00~16:00
F	—	—		9:30~16:30
G	—	—		10:00~17:00
H	—	—		11:35~18:35
I	—	—		12:05~19:05

②週休日・勤務時間数・休憩時間

項目	改正前	改正後
週休日	4週7休 (日曜日及び4週間を通じ土曜日3日)	4週8休 (日曜日及び4週間を通じ土曜日3日・平日1日)
勤務時間数	平日：5時間45分 土曜日：5時間	平日・土曜日ともに6時間
休憩時間	45分	60分

4. 実施時期

令和4年4月1日から

【参考】会計年度任用職員

- ・フルタイムで勤務する会計年度任用職員の週休日を4週8休に見直す。
- ・週休日の見直しにより、1日当たりの勤務時間及び休憩時間を正規職員に定めるものと同様のものに変更する。